

2020年6月26日

新型コロナウイルス感染症に関する 海外旅行あんしん保険の改定実施のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大する商品改定」につきまして、下記の内容にて実施することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定内容（主なもの）

主な改定内容は以下の通りです。いずれも補償を拡大する改定であり、カード会員さまに不利益になるものではございません。詳細は、au PAY カード会員さまは「au PAY カード海外旅行あんしん保険補償規定」、au PAY ゴールドカード会員さまは「au PAY ゴールドカード海外旅行あんしん保険補償規定」をご確認ください。

(1) 「新型コロナウイルス」に関する改定（疾病治療費用）

- ① 「疾病治療費用」では、「約款で定める所定の感染症」と「所定の感染症以外の疾病」で、補償の取り扱いが異なります（下表のとおり）。

新型コロナウイルス感染症は、現在、「所定の感染症以外の疾病」として取り扱っておりますが、今回の改定により、「約款で定める所定の感染症」として取り扱うこととします。

- ② 新型コロナウイルス感染症の潜伏期間は14日以上と長期化する可能性が指摘されているため、本改定により「補償対象となる治療開始までの期間」を下記のとおり延長します。

また、新型コロナウイルス感染症以外の疾病についても「補償対象となる治療開始までの期間」を48時間から72時間に延長します。

	補償対象となる 治療開始までの期間	対象となる疾病
現 行	責任期間（旅行）終了後 <u>14日</u> 以内	約款で定める所定の感染症 〔 コレラ、ペスト、天然痘、発疹(はっしん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症 〕
	責任期間（旅行）終了後 <u>48時間</u> 以内	上記以外の疾病 (新型コロナウイルス感染症を含みます。)

	補償対象となる 治療開始までの期間	対象となる疾病
改 定 後	責任期間（旅行）終了後 <u>30日</u> 以内	現行の約款で定める所定の感染症に、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> <small>(注)</small> を追加します。
	責任期間（旅行）終了後 <u>72時間</u> 以内	上記以外の疾病

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の規定に基づき政令で定める新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。なお、同法の改正により、その感染症が同法第6条第2項から第4項までに規定する感染症となった場合も対象とします。）

(2) その他の改定

上記(1)②に伴い、以下の項目を改定します。詳細は、au PAY カード会員様は「au PAY カード海外旅行あんしん保険補償規定」、au PAY ゴールドカード会員様は「au PAY ゴールドカード海外旅行あんしん保険補償規定」をご確認ください。

- ① 治療費用の範囲の変更（傷害治療費用・疾病治療費用）
- ② 「保険金をお支払いできない場合」の変更（各補償）

2. 本改定の実施時期

本改定は、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日である本年2月1日に遡って適用します。